

# 今冬の大雪による被害に係る環境省の対応について

- 今冬の大雪は、通常降雪量の少ない地域を中心に、農業用ハウス等の倒壊などにより甚大な被害をもたらしている。環境省では、以前より、災害により住宅等から発生した災害廃棄物の処理に要する経費については、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により、市町村に対し支援を行ってきたところである。このたび、今冬の大雪による被害の実態に鑑み、要件の見直し等を行うこととした。

両省連携  
して実施

## 【環境省】災害等廃棄物処理事業

### 【事業のポイント】

- 被害が甚大で市町村が一体的に、収集(撤去を含む)・運搬・処分を行う場合に活用
- 市町村が事業実施主体となって実施
- 市町村が実施するため農業者の負担はない

### (事業の概要)

#### 【事業内容】

災害により発生した廃棄物を生活環境保全上の観点から行う収集(撤去を含む)・運搬・処分

#### 【実施主体】

市町村(一部事務組合を含む)

#### 【補助率】

1/2 (地方負担分1/2に対して80%まで特別交付税措置)

#### 【採択要件】

- ① 1市町村の事業費が40万円以上(指定都市は80万円以上)
- ② 積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上
- ③ ②に関わらず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること

#### 【今後の方針】

補助金申請等の取扱いについて近日中に通知を予定

## 【農林水産省】被災農業者向け経営体育成支援事業(撤去部分)

### 【事業のポイント】

- 被災農業者が経営を再開するに際して、速やかに撤去・運搬・処分を行う必要がある場合に活用
- 農業者の負担のないように助成
- 経営体を支援するという事業の性質上、被災農業者が経営を再開しない場合は、事業の対象とならない

### (事業の概要)

#### 【事業内容】

倒壊した農業用ハウス・棚等の撤去・運搬・処分に要する経費を支援

#### 【助成対象者】

経営を再開しようとする被災農業者

#### 【補助率】

農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10/10相当)とする

地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助  
地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる

#### 【採択要件】

- ① 今冬の豪雪により被災し、市町村から被災証明書の交付を受けていること
- ② 被災農業者が経営を再開しようとしていること